公募型プロポーザル方式による
木曽岬干拓地における未利用地の利活用事業
事業者募集要項

令和８年１１月

三重県　水資源・地域プロジェクト課

―目次―

【1】 事業の概要 …… 1

（1）事業の名称 …… 1

（2）事業の趣旨 …… 1

（3）位置及び土地利用の概況 …… 1

【2】 募集要項の位置づけ …… 2

【3】 貸付物件の概要 …… 3

【4】 募集概要 …… 4

（1）募集目的 …… 4

（2）提案を求める内容 …… 4

（3）優先交渉権者の決定方法 …… 4

【5】 貸付条件 …… 5

（1）貸付範囲 …… 5

（2）貸付期間 …… 5

（3）貸付料 …… 5

（4）用途指定 …… 5

（5）引渡条件及びインフラの整備 …… 6

（6）建築の制限 …… 6

（7）事業着手 …… 6

（8）貸付物件の維持管理 …… 6

（9）貸付物件内の管理用通路及び用悪水路 …… 6

（10）契約不適合責任 …… 7

（11）地域貢献 …… 7

（12）環境及び生態系への配慮、影響の低減 …… 7

（13）契約形態 …… 7

（14）貸付物件の返還 …… 7

（15）禁止事項 …… 7

（16）その他 …… 8

【6】 応募者及び優先交渉権者の資格要件 …… 9

【7】 募集・選定の流れ 10

【8】応募に関する事項 11
（1）現地説明会 11
（2）質問の受付と回答 11
（3）参加表明の提出及び参加資格審査 11
（4）提案資料の提出 12
（5）応募の辞退 12

【9】選定に関する事項 13
（1）書類審査 13
（2）ヒアリング審査 13
（3）評価の方法 13
（4）優先交渉権者等の決定及び通知 14
（5）優先交渉権者に提出を求める書類 15
（6）優先交渉権者の公表 15
（7）失格事項 15

【10】契約に関する事項 16
（1）契約までの流れ 16
（2）県有財産賃貸借契約の締結 16
（3）貸付料等 16
（4）国有資産等所在市町村交付金 16
（5）事業計画の変更 16
（6）契約不適合責任 17
（7）権利譲渡等の禁止 17
（8）実績報告及び実施調査等 17
（9）契約の解除 17
（10）中途解約 18
（11）損害賠償 18
（12）現状回復の義務 18

【11】本募集に関する留意事項 19

【12】問い合わせ先 19

【1】 事業の概要

(1) 事業の名称

木曽岬干拓地における未利用地の利活用事業(以下「本事業」という。)

(2) 事業の趣旨

木曽岬干拓地は、三重県(以下「県」という。)が平成12年度に国から購入し、社会情勢等の変化を踏まえ、段階的に都市的土地利用(*)を進めることとしています。

伊勢湾岸自動車道以北については、約5mの盛土を実施し、浸水リスクを軽減したうえで工業用地として売却し、物流企業等を中心に企業立地が進んでいます。

伊勢湾岸自動車道以南においては、平成26年度から20年間の期間で新エネルギーランドでのメガソーラー事業を実施中であるとともに、建設発生土ストックヤード(第2期)では都市的土地利用に向けた地盤の嵩上げを行うため、公共事業等から発生する土砂による盛土を実施しています。

今回の貸付対象となるエリア(以下「貸付物件」という。)においても、将来的に盛土を行い、都市的土地利用を図る予定ですが、盛土の着手までには十数年程度を要する見込みです。この期間に木曽岬干拓地のポテンシャルを活かして、地域の活性化や知名度向上につながる利活用を図るため、当該土地を借り受けて事業を行う事業者を公募型プロポーザル方式で募集します。

(*) 都市的土地利用…干拓造成時の農業以外での利用のことをいう。

(3) 位置及び土地利用の概況



(出典)
国土地理院撮影の空中写真
(2020年撮影)に加筆

【2】 募集要項の位置づけ

本募集要項（以下「本要項」という。）は、本事業において貸付物件の利活用を担う事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その貸付条件、募集及び選定に関する事項、契約に関する事項等を定めたものです。本事業への応募を希望する事業者は、本要項に則り、必要な手続きを行う必要があります。

また、本要項とこれに関する質問への回答に相違がある場合は、回答を優先します。

なお、下表の別添資料・様式は、本要項と一体のものとします。

別添資料・様式一覧	
資料1 土地利用計画図	様式1 現地説明会参加申込書
資料2 物件調書	様式2 質問書
資料3 画地図	様式3 参加表明書
資料4 現況写真	様式4 共同事業体代表構成員選任届
資料5 水路一般平面図	様式5 委任状
資料6 県有財産賃貸借契約書（案）	様式6 役員等名簿
資料7 全部事項証明書・地積測量図	様式7 事業者概要書・事業経歴書
	様式8 提案申込書
	様式9 事業計画書
	様式10 借受価格提案書
	様式11 応募辞退届

【3】貸付物件の概要

貸付物件の詳細は、資料2 物件調書及び資料3 画地図のとおりです。

なお、資料3 画地図のうち、以下の所在地番を貸し付け対象とします。

ただし、対象地番のうち、7番・23番の一部※及び資料3 画地図に示す県管理通路については、貸し付け対象外とします。

所在	地番	地籍（㎡）	対象面積（㎡）
三重県桑名郡木曽岬町新輪二丁目	1	33,644	33,644
	3	65,314	65,314
	5	65,283	65,283
	7※	65,294	33,613
	23※	111,352	37,710
	25	115,164	115,164
	27	95,255	95,255
	29	48,630	48,630
		上記の小計	494,613
		上記のうち県管理通路であり、貸し付けない面積	-19,549
		貸付可能面積の合計	**475,064**

<参考>

貸付対象地番周辺には、以下の用悪水路が存在しています。（資料3 画地図参照）

所在	地番	貸付面積（㎡）
三重県桑名郡木曽岬町新輪二丁目	2	823
	4	824
	6	824
	24	1,425
	26	1,300
	28	1,191
合計		6,387

【4】募集概要

（1）募集目的

県から貸付物件を借り受け、木曽岬干拓地の特性や資源・環境等に配慮しながら、独自のアイデアや経営資源等を生かし、地域の活性化や木曽岬干拓地の知名度向上に寄与する取組を行う事業者を募集するものです（以下「本募集」という）。

本募集は事業計画書等の提案内容を総合的に評価する公募型プロポーザル方式とし、事業者は、県と「県有財産賃貸借契約」を締結のうえ、事業計画書に基づく事業を実施するものとします。

（2）提案を求める内容

本募集では以下の内容について提案を求めます。

詳しくは各所定様式の記載要領等をご確認ください。

- 事業方針・内容、借受面積・借受期間、施設整備内容、事業の特長、関係法令等
- 事業実施体制
- 事業スケジュール
- 収支計画
- 地域貢献等
- 安全対策
- 環境への配慮、影響の低減策
- 専門的知見や類似事業の実績
- その他アピールポイント
- レイアウト
- 借受価格

（3）優先交渉権者の決定方法

県が別途設置する選定委員会において、応募者から提出された提案内容等について評価を行い、優先交渉権者を選定し、あわせて次点以降の交渉権者の順位も決定します（応募者が1者の場合でも選定委員会による審査を実施します）。

なお、本募集は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により実施するもので、随意契約の相手方となる契約候補者を決定する手続きです。

【5】貸付条件

（1）貸付範囲

本要項【3】貸付物件の範囲内で、利活用の内容に応じて、最低 3ha 以上で借り受け面積を提案できるものとし、別途契約で定めます。

なお、対象地が広大な面積であることから、応募者は複数の利用内容を組み合わせた事業計画とすることができます。また、提案数や提案内容によっては、複数の事業者に貸し付ける可能性があります。

（2）貸付期間

令和9年4月1日から最低10年以上最大15 年間程度で借り受け期間を提案できるものとし、別途契約で定めます。

ただし、本要項【10】（9）契約の解除に定める場合において、県は貸付期間中であっても契約の解除を求めることができます。

また、貸付期間満了後の県の土地利用の予定によっては、協議のうえ貸付期間を延長できるものとします。

（3）貸付料

貸付料は、応募者の提案する金額とすることを原則とし、県と協議のうえ適正な額を定めるものとし、最低貸付料（1㎡当たりの年額）は以下のとおりとし、提案金額が最低貸付料を下回る場合は、本要項【9】（6）失格事項により失格となります。

【最低貸付料】※

農業利用	年額　　6　円／㎡
その他の用途	年額　　29　円／㎡

※貸付料は 365 日の場合として提案してください。閏年については提案額の 366/365 とするものとし、 別途契約書で定めるものとします。
また、貸付料以外に、国有資産等所在市町村交付金相当額（土地の固定資産税相当額）の納付が必要です（本要項【10】（4）国有資産等所在市町村交付金）。金額は事業内容により異なりますが、参考として農業利用の場合は年額1円／㎡程度、その他の用途の場合は年額40円/㎡程度を想定しています。

（4）用途指定

過年度に県が業者への調査結果に基づき整理した以下の4つのコンセプトを踏まえ、未利用地の有効活用につながる用途を提案するものとします。

なお、下表の4つのコンセプトに限らず、未利用地の有効活用につながる用途の提案がある場合は、本要項【5】（15）禁止事項に定めるほかは制限を設けませんが、各種法令を遵守して、実現可能な提案としてください。

【利活用の可能性が整理されたコンセプト】

コンセプト	農業生産型	フィールド利用型	ストックヤード型	エネルギー生産型
利用例	農業 等	キャンプ場 等	資材置き場 等	太陽光発電 等

(5) 引渡条件及びインフラの整備

資料2 物件調書のとおり、現況有姿での引き渡しを基本としますが、詳細の引渡条件は、選定事業者と県と協議のうえ決定するものとします。

なお、インフラの整備を必要とする場合は、本要項の条件に合致する範囲で応募者の責任及び負担で実施することを妨げません。

(6) 建築の制限

当該貸付物件は建築物の敷地が接するべき建築基準法第 42 条に規定される道路に接していないため、原則、建築できません。

当該貸付物件は市街化調整区域にあるため、都市計画法第 34 条に該当する場合を除き、原則、同法第 4 条第 12 項に規定する開発行為を行うことはできません。

また、開発行為を行う場合に適合すべき許可基準である同法第 33 条第 1 項第二号の道路に接していないため、原則、開発行為を行うことはできません。

このことから、貸付物件においては、建物の建築・所有を目的とした貸付は行わないもの(借地借家法の適用を受けないもの)とします。

(7) 事業着手

契約締結から概ね1年以内に事業計画書に記載の内容に着手するものとします。ただし、県が必要と認める場合はこの限りではありません。

(8) 貸付物件の維持管理

事業者は引渡し後の事業内容に応じて適切に維持管理を行うものとし、その費用は事業者の負担とします。事業者は借受範囲内の日常的な巡視を行い、異常を発見した場合は、県に対して報告を行うものとします。

なお、貸付物件内に位置する管理用通路(資料3画地図)については、県が年 2 回(6月頃及び11月頃)の草刈を行うものとします。それ以外の時期に事業実施に支障が出るなど県管理通路の草刈等が必要となった場合は、事業者は県に追加の草刈の実施を求めることができるものとします。

(9) 貸付物件内の管理用通路及び用悪水路

管理用通路は、路線認定された道路ではなく、一部を除き未舗装で幅が一定ではない通路です。上記(8)のとおり、県は年2回の草刈を実施しますが、管理通路の状態によって生じる自動車等の故障や転倒事故等が起きたとしても、県は一切の責任を負わないものとします。

また、資料3 画地図に記載のある用悪水路については、転落防止柵の設置はしていないものですが、貸付物件の利用等にあたり、転落事故等はが起きたとしても県は一切の責任を負わないものとします。

（10）契約不適合責任

県は、貸付物件の引き渡し後、貸付物件についての種類、品質又は数量に関する一切の契約不適合責任（土壌汚染や地中埋設物等を含む）を負わないものとし、借り受けた事業者は契約不適合であることを理由とする履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。

（11）地域貢献

事業者は、地域の活性化や木曽岬干拓地の知名度向上に寄与する取組を行うものとします。また、事業者は、地域の自治体・住民等との良好な信頼関係の構築を図り、問い合わせや苦情等に対して真摯に対応するものとします。

（12）環境及び生態系への配慮、影響の低減

木曽岬干拓地では希少生物チュウヒの飛来が確認されており、騒音・振動、照明、排気ガス発生等の配慮を要し、貸付物件の南側隣接地は希少生物の保全区となっています。

貸付物件の北側隣接地（建設発生土ストックヤード（第 2 期））での盛土の実施にあたり、過去に三重県が実施した環境影響評価や毎年度実施している環境影響評価事後調査の結果を踏まえ、必要に応じて申込者において対策を講じてください。

【参考】三重県ホームページ（木曽岬干拓地事業）

https://www.pref.mie.lg.jp/common/06/ci600014674.htm

（13）契約形態

専ら建物の所有を目的としないことを前提に、県有財産賃貸借契約を締結するものとし、契約条項は本要項【10】契約に関する事項及び別添資料6県有財産賃貸借契約書（案）によるものとします。

（14）貸付物件の返還

貸付期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、県が貸付物件を現状に回復させる必要がないと認めた場合を除き、事業者は貸付期間の満了日または解除の日までに現状に回復して返還しなければならないものとします。

（15）禁止事項

① 公序良俗に反する使用の禁止

事業者は、貸付物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれ

らの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用できないものとします。

② 風俗営業等の禁止

事業者は、貸付物件等を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用に使用できないものとします。

③ 政治活動又は宗教活動に供する使用の禁止

事業者は、貸付物件等を政治活動又は宗教活動の用に供する事業に使用できないものとします。

④ 騒音、振動、照明、悪臭、粉塵、土壌汚染等、近隣環境を損なう用途や希少生物の生態系等へ影響を及ぼす用途の禁止

⑤ 墓地、霊園、葬祭場等、周辺地域との調整が難航すると予想される用途の禁止

（16）その他

① 県の財政負担を伴わない自立的事業を提案するものとします。

② 事業者の責任において関係法令を遵守してください。

③ 貸付物件へアクセスするには、三重県道108号（木曽岬弥富停車場線）及び干拓地内の県が管理する管理用通路を経由する必要があります。管理用通路の通行は、原則施錠しており、通行にあたっては県との調整が必要です。

また、事業者以外の一般利用客等の通行を想定する場合、事業者が自らの責任において貸付物件への入退場の際のセキュリティや施錠ができる体制等を整えることとします。

なお、県は貸付物件の利用、管理用通路の通行及び用悪水路等に起因する自動車の故障や転倒、転落事故等の一切の責任を負いません。

④ 貸付範囲内には、資料5 水路一般平面図のとおり、干拓地造成時の排水管及び桝が設置されています。現在使用していないため、事業者の負担において撤去することができるものとします。

【6】応募者及び優先交渉権者の資格要件

次に掲げる要件のうち、応募者は（1）～（3）のすべて、優先交渉権者は（4）～（6）ののすべての要件を満たす必要があります。

なお、共同事業体の場合は、すべての事業者が各要件を満たす必要があります。

（1）法人格を有する単体の事業者または複数の法人格を有する事業者によって構成される共同事業体（以下「共同事業体」という。）であること。

（2）当該プロポーザルに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(4)三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

(5)三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。

（6）三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

【7】募集・選定の流れ

内容	日程	募集要項
公募開始（募集要項の公表） ↓	令和8年11月 27日（金）	
現地説明会	令和8年12月16日（水）、17日（木） ＜申込期限＞令和8年12月14日（月）15時まで 令和9年1月12日（火）、13日（水） ＜申込期限＞令和9年1月7日（木）15時まで	P.11
↓ 質問の受付及び応答	（質問の受付） 令和9年1月19日（火）17時必着 （回答） 令和9年1月21日（木）まで	P.11
↓ 参加表明書の提出	令和9年1月21日（木）17時必着	P.11
↓ 参加資格審査結果通知	令和9年2月3日（水）頃	P.11
↓ 提案資料の提出	（参加資格確認結果通知後） 令和9年2月19日（金）17 時必着	P.12
↓ 書類審査	令和9年2月25日（木）まで	
↓ ヒアリング審査	令和9年3月1日（月）予定	P.13
↓ 優先交渉権者の決定 審査結果の通知	令和9年3月3日（水）まで	P.14
↓ 優先交渉権者との協議	優先交渉権者決定通知日から 14 日以内	P.14
↓ 優先交渉権者の公表	優先交渉権者決定以降	P.15
↓ 県有財産賃貸借契約の締結 契約保証金の納付	令和9年 3 月下旬以降（予定）	P.16
↓ 貸付料の納付、物件の引渡	令和9年 4 月 1 日以降	

【8】応募に関する事項

（1）現地説明会

応募にあたっては、必ず現地説明会にご参加ください。

開催日時 及び 申込期限	令和8年12月16日（水）または令和8年12月17日（木） ＜上記日程の申込期限＞令和8年12月14日（月）15時まで 令和9年1月12日（火）、13日（水） ＜上記日程の申込期限＞令和9年1月7日（木）15時まで
申込方法	「様式1　現地説明会参加申込書」を電子メールにより提出 ※メール送信後、必ず電話にて受信確認をしてください。
申込先	本要項 【12】問い合わせ先
留意事項	・ 本募集への参加にあたり、必ず参加してください。 ・ 詳細日程は、開催前日までに連絡します。 ・ 現地説明会は県による説明のみとし、質疑はできません。 ・ 説明会当日は干拓地内を自動車で移動しますので、自動車でお越しください。

（2）質問の受付と回答

本要項に関して質疑がある場合は、下記により質問書を提出してください。

受付期間	令和9年1月19日（火）17時必着
提出方法	「様式2　質問書」を電子メールにより提出 ※メール送信後は必ず電話にて受信確認をしてください。
提出先	本要項 【12】問い合わせ先
回答	令和9年1月21日（木）までに、県ホームページに掲載します。 【掲載先 URL】 https://www.pref.mie.lg.jp/SHIGEN/HP/m0008700102.htm ※掲載は質問・回答のみとし、事業者名は非公表です。
留意事項	電話や口頭での質問の受付は行いません。

（3）参加表明の提出及び参加資格審査

本事業に応募する場合は、以下のとおり参加表明書等を提出してください。

すべての事業者に参加資格審査の結果を通知します。

受付期間	現地説明会参加後～令和9年1月21日（木）17時必着
提出方法	郵送、民間事業者による信書便または持参 ※信書便の場合は、必ず提出期限までに電話にて受理の確認をしてください。
提出書類	① 様式3　参加表明書 ② 様式4　共同事業体代表構成員選任届及び委任状 ※共同事業体として応募する場合のみ

	③ 様式5 委任状 ※本社から応募にかかる一切の権限が委任される場合のみ（単体及び共同事業体の各構成員） ④ 様式6 役員等名簿 ⑤ 様式7 事業者概要書・事業経歴書 ※必要事項が記載されたパンフレット等で代替可 ※A4 判、縦、6ページ以内としてください。 ⑥ 財務状況に関する資料（直近事業年度2期分） ※貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等の経営実績がわかるもの ※設立から2期を経過していない場合は、設立からの経過年数分 ⑦ 法人登記事項証明書 ※発行後3か月以内の履歴事項全部証明書（原本）
提出先	本要項 【12】問い合わせ先
留意事項	・ 共同事業体の場合は、上記提出書類④～⑦について、全構成員分を提出してください。 ・ 審査のため、関係機関へ照会を行う場合があります。
参加資格審査結果の通知	令和9年2月3日（水）頃に、すべての参加申請者に対して電子メールにより通知するとともに、通知書を郵送します。

（4）提案資料の提出

上記（3）において、参加資格が認められた事業者は、以下のとおり提案書類を提出してください。

受付期間	参加資格確認結果通知後～令和9年2月19日（金）17 時必着
提出方法	郵送、民間事業者による信書便または持参 ※信書便の場合は、必ず提出期限までに電話にて受理の確認をしてください。
提出書類	① 様式8 提案申込書　正1部、副7部 ② 様式9 事業計画書　正1部、副7部 ※A4 判、縦、6ページ以内としてください。 ③ 様式10 借受価格提案書　正1部
提出先	本要項【12】問い合わせ先
留意事項	・ 提出書類の不備を含め、期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなします。 ・ 様式9 事業計画書は、本要項【9】（3）②評価項目への対応がわかるように具体的に記載してください。

（5）応募の辞退

応募を辞退する場合は、「様式11 応募辞退届」を提出してください。

【9】選定に関する事項

県は提案資料の書類審査を行うとともに、別途設置する選定委員会（非公表）においてヒアリング審査を行います。ヒアリング審査で最も優秀な提案を行った応募者から順に交渉権者を選定します。

（1）書類審査

県は、提出された提案資料について、有識者への意見聴取を行ったうえで、事業目的との合致等の観点で書類審査を行います。結果は、令和9年2月25日（木）までに各応募者へ電子メールで通知します。

（2）ヒアリング審査

上記（1）の書類審査を通過した事業者を対象に、以下のとおり選定委員会がヒアリング審査を実施します。

実施日	令和9年3月1日（月）予定
実施方法	① 事業者による説明 10分 ② 質疑応答 20分
実施場所	三重県庁内会議室等（津市広明町13番地等） ※オンライン可。
留意事項	・ 事業者による説明は、提出書類に基づくものとし、審査当日の追加資料の提示・配付は認めません。 ・ 実施時間、場所、持参物等の詳細については、電子メールにより事業者（共同事業体の場合は代表構成員）へ通知します。 ・ 参加いただけない場合は失格となります。

（3）評価の方法

選定委員会の各委員は、提案書類及びヒアリング審査について、以下①の評価基準により、以下②の評価項目について評点化します。

各委員の評価点の合計が、最も高い応募者を優先交渉権者、以降は得点順に次点以降の交渉権者を選定するものとします。

ただし、各委員の評価点を平均した平均評価点が合計点の5割（50 点）に満たなかった場合または1項目でも評点1がついた場合は、失格とします。

①評価基準

各委員は、以下の基準に基づき5段階または4段階で審査するものとします。

【企画内容】	
評価基準	評点
非常に優れている	5
優れている	4
普通	3
やや不十分である	2
不十分である	1

【価格】	
借受希望価格÷最低貸付価格の値	評点
2.5以上	5
2.0以上2.5未満	4
1.5以上2.0未満	3
1.0以上1.5未満	2

※値は小数点第2位四捨五入で求めることとします。

②評価項目及び配点について

評価項目		審査の視点	配点
企画内容	事業内容	未利用地の有効活用につながる提案か	15 （評点×3）
		地域の活性化や木曽岬干拓地の知名度向上に寄与する取組か	15 （評点×3）
	実現性	法規制を踏まえた実現性のある提案か	15 （評点×3）
		実施体制、収支計画、事業計画など、具体的かつ継続的な提案となっているか	15 （評点×3）
		類似の事業実績はあるか	10 （評点×2）
	環境配慮	希少生物や周辺環境（振動、騒音、照明、悪臭、粉塵、交通等）への配慮が行われているか	15 （評点×3）
	安全配慮	提案内容に応じた安全対策がとられているか	10 （評点×2）
価格	（借受希望価格）÷（最低貸付価格）で求めた評点（2～5）		5 （評点×1）
合計			100

（4）優先交渉権者等の決定及び通知

県は、上記（1）の選定委員会での選定結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点以降の交渉権者の順位を決定し、下記のとおり通知します。

なお、優先交渉権者として選定した者が辞退した場合、又はその他理由により契約できなくなった場合、貸付ができる面積が残っている場合等に、順に次点の交渉権者が繰り上がり、優先交渉権者となります。

通知日	令和9年3月3日（水）まで
通知方法	電子メール及び書面により、各応募者へ通知
留意事項	・ 応募者が一者の場合でも選定委員会による審査を行います。 ・ 共同事業体で応募の場合は、代表構成員に通知します。 ・ 選定結果についての異議申立、選定経緯の問い合わせ等には一切応じられません。

（5）優先交渉権者に提出を求める書類

提出期限	優先交渉権者決定通知日以降、県が別途指定する日まで
通知方法	電子メール及び書面により、各応募者へ通知
提出書類	①消費税及び地方消費税についての納税証明書 （未納税額のない証明用） ※所管税務署が過去6月以内に発行したもの（写し可） ②納税確認書（三重県内に本支店または営業所等がある事業者） ※県税事務所が過去6月以内に発行したもの（写し可）
留意事項	共同事業体の場合は、①及び②のぞれぞれについて、全構成員分を提出してください。

（6）優先交渉権者の公表

すべての応募者の提案概要、評点等を県ホームページで公表します。公表内容の詳細については、事前に協議を行うこととします。

（7）失格事項

以下のいずれかに該当することが明らかになった場合、失格とします。なお、既に審査が終了している場合は、当該応募者の審査結果を無効とします。

①様式3 参加表明書の誓約事項に反することがわかった場合

②故意または重大な過失により提出書類に虚偽の記載または重大な不備・不足があった場合

③選定の公平性に影響を与える行為があった場合（公募開始の日から事業者の選定が終了するまでの間に、選定に関して、自ら又は第三者を用いて審査委員に接触した場合を含む）

④書類の提出期限その他本要綱の記載事項を遵守しなかった場合

⑤応募者がヒアリング審査に出席しない場合

⑥提案金額が基準金額に満たなかった場合

⑦その他不正行為があった場合

【10】契約に関する事項

以下の（1）～（12）のほか、資料6 県有財産賃貸借契約書（案）に示す契約条項の定めるところによるものとします。

（1）契約までの流れ

① 県と優先交渉権者で提案内容に基づき契約内容に関する協議を行います。

優先交渉期間は、優先交渉権者決定通知日から起算して14日間とし、その期間内で県と契約条件について合意に至らない場合は、その地位は消滅し、県は次点者と協議できるものとします。

② 契約内容に合意後、県と優先交渉権者の間で、「県有財産賃貸借契約」を締結します。

③ 貸付物件の引渡しは、令和9年4月1日以降を予定しています。

（2）県有財産賃貸借契約の締結

県と優先交渉権者は、契約前協議がまとまり次第、民法第 601 条に規定する賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結します。本契約は「県有財産賃貸借契約書」を以て行います。また、本契約締結により優先交渉権者は、選定事業者となります。

なお、契約締結の際、契約保証金として契約額の10分の1以上を納入していただきます（実績等により契約保証金を免除できる可能性があります）。

（3）貸付料等

貸付料は、優先交渉権者が提案した金額を基に本契約で定めます。なお、初年度は貸付開始時期に応じて、日割り計算により貸付料を算出するものとします。

また、貸付料は、本契約で定める期限までに、県の発行する納入通知書により1年間分を一括納入するものとします。

なお、原則として、貸付料は改定しません。

（4）国有資産等所在市町村交付金

選定事業者は、貸付物件について、県が国有資産等所在市町村交付金法（昭和31 年法律第 82 号)の規定に基づき交付する国有資産等所在市町村交付金の相当額を負担するものとし、その相当額を県の発行する納入通知書により、定められた期限までに納入しなければなりません。

（5）事業計画の変更

選定事業者は、契約後にやむを得ない理由により提案書に記載した事業計画を変更しようとする場合は、変更を必要とする事由及び変更後の内容について、あらかじめ県の承諾を得なければならないものとします。

（6）契約不適合責任

選定事業者は、貸付物件について、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態があること（土壌汚染や地中埋設物等を含む）を発見した場合であっても、県に対して、その修補による履行の追完請求、貸付料の減免、損害賠償及び修繕費等の請求をすることはできません。

（7）権利譲渡等の禁止

選定事業者は、原則、県の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又は本契約によって生じる権利を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることはできません。

（8）実績報告及び実地調査等

選定事業者は、県が指定する期日までに定例的に実績報告を行うものとします。

また、県は、必要があると認めるときは、貸付物件に関しその状況を実地に調査し、選定事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができるものとします。この場合、選定事業者はその調査を拒み、妨げ又は正当な理由がなく報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

（9）契約の解除

県は、次の①～⑧のいずれかの事由に該当するときは、本契約を解除し、貸付物件の全部又は一部の返還を求めることができます。本契約の解除、貸付物件の全部又は一部の返還により選定事業者に損害が発生しても、⑧の事由による場合を除き、その賠償ないし保障、追加費用その他名目の如何を問わず、県に何らの請求もすることはできません。

① 選定事業者が本契約に定める義務を履行しないとき

② 選定事業者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札停止措置を受けたとき

③ 選定事業者が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体に所属し又は関与していることが判明したとき

④ 選定事業者がこの契約に際し、暴力団等による不当介入を受けたにも関わらず、警察への報告若しくは県への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき

⑤ 本件提案に虚偽の記載があることが判明したとき、又は本件提案と異なる内容を主張するとき

⑥　本要項等に規定する応募者の遵守すべき事項に反したこと又は本要項等に定める資格要件を欠いていたことが判明したとき（ただし、これに対応する手当を行い、県の承諾を得た場合を除く。）

⑦　選定事業者又はその役員若しくは使用人に、本事業を継続しがたい背信行為があったとき

⑧　県において貸付物件を公用又は公共用に供するため必要を生じたとき

（10）中途解約

選定事業者は、やむを得ない事由により、本契約を継続することが不可能ないし著しく困難となった場合は、県に対して、中途解約を行おうとする日の半年前までに、書面により本契約の中途解約を申し入れ、県の書面による承諾を得た場合に中途解約を行うことができます。この場合、土地を返還するまでの期間、選定事業者は、貸付料を日割り計算した額を貸付料相当損害金として支払わなければなりません。

ただし、事業着手から5年以内に中途解約の申し入れを行うことはできないものとします。

（11）損害賠償

次に示す事由に該当するときは、選定事業者は県にその損害を賠償しなければなりません。

① 上記（9）①～⑦及び（10）の事由により本契約が解除されたとき、選定事業者が県に損害を与えたとき

② 選定事業者の責に帰すべき理由により、貸付物件の全部又は一部を滅失し又は毀損したとき（土壌汚染を含む）

また、上記（9）⑧の事由により本契約が解除された場合、選定事業者はこれによって生じた損失につき、合理的な範囲でその補償を県に対して求めることができます。

（12）原状回復の義務

本契約に定める賃貸借期間が満了するとき又は本契約が解除されるときは、原則として、県が指定する期日までに貸付物件を原状に回復し、県に返還しなければなりません。ただし、県がその必要がないと認める場合はこの限りではありません。

なお、選定事業者が上記の義務を履行しないときは、県は選定事業者に代わって、土地を契約前の状態に復すことができるものとし、この場合、選定事業者はその費用を県に弁償しなければなりません。

【11】本募集に関する留意事項

（1）本募集に関して事業者から提出された書類の著作権は、作成者に帰属するものとします。ただし、県議会、報道機関等への情報提供及び県広告媒体での掲載など、県が必要と認める場合、全部または一部を無償で使用できるものとします。

（2）提出資料は、三重県情報公開条例に基づき、非公開とすべき箇所（法人等の情報であって開示すること不利益が生じるおそれがあるもの等）を除き、開示対象となります。

（3）提出書類について、理由の如何に関わらず返却しません。

（4）原則、提出書類の追加、変更などは受け付けません。なお、事務局から追加で資料提出を求める場合があります。

（5）応募に必要な費用は、全て応募者の負担とします。

（6）共同事業体での提案の場合、応募後における代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。ただし、県がやむを得ないと判断した場合、変更を認める場合があります。

（7）応募及び契約に関して使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限ります。

（8）本事業の配付資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはなりません。

（9）提出書類を提出後、辞退する場合には、「様式11　応募辞退届」により速やかに県に申し出るものとします。

（10）優先交渉権者、選定事業者となったことにより、各種許認可等の審査が免除されるものではありません。事業の提案及び履行にあたり、関係法令等の適用については、事業者自らの責任において関係機関との協議を行い、法令等を遵守してください。

（11）選定事業者は、県の求めに応じ、事業実施にかかる地元等との調整を行い、責任をもって誠意を持って対応するものとします。

（12）本募集は、最終的な契約条件を保証するものではなく、契約に際しては、別途、優先交渉権者との協議するものとします。

（13）本募集に関する訴訟の提起等は、津地方裁判所に行うものとします。

【12】問い合わせ先

三重県　地域連携・交通部
水資源・地域プロジェクト課 地域プロジェクト班　担当：小川、坪井
〒514-8570 津市広明町13番地（本庁2階）
【電子メール】shigen@pref.mie.lg.jp
【電話】 059-224-2419　【FAX】059-224-2219